

香取市教育委員会会議録

令和6年6月定例会議

1 期 日 令和6年6月27日（木） 開会 午後3時15分
閉会 午後3時47分

2 場 所 小見川市民センターいぶき館3階 302会議室

3 出席委員 教育長 堀 越 洋
教育委員 芦 田 優 子
教育委員 伊 藤 博 和
教育委員 鳥 次 由紀子

4 欠席委員 教育長職務代理者 熱 田 昇

5 傍聴者 なし

6 出席職員 教育次長 本 宮 茂 幸
教育総務課長 木 内 英 子
学校教育課長 高 橋 進
生涯学習課長 伊 藤 教 文
生涯学習課副参事 菅 生 和 代
香取市学校給食センター所長 武 田 尚
教育総務課教育総務班長 大八木 奈津子

7 開会宣言 堀越 教育長

8 会議録署名人の指名 伊藤 委員 芦田 委員

9 前回会議録の承認 令和6年5月定例会議録を承認

10 教育長報告

教育長

お配りしました教育長公務報告書・メモを基に、この中より何点か報告させていただきます。

5月27日(月)～28日(火) 人事評価制度に係る教育長・校長当初面談
教職員は、年度当初に各々の目標を作成し、校長に申告します。校長の目標は教育長に申告することになっていますので、5月27日から5月28日にかけて、その説明を受けました。各校長とも、地域や児童生徒・職員の状況を勘案し、学校経営、教育内容、職員の育成、働き方改革、不祥事根絶などにつきまして、具体的な目標を設定していました。
また、その進捗状況の確認については、今後、中間の面談を行う予定です。

具体的な目標としましては、アンケート(学校評価)で「学校が楽しい」という肯定的な意見が85%を超える、毎週月曜日に校長だよりを発行する、学校独自の働き方改革プランを作成するなど、自分で後で評価できるような目標を立てております。

6月4日(火) 千葉県誕生150周年「香取 アート タイム」見学
与倉屋大土蔵、佐原三菱館、コンパスを会場に千葉県誕生150周年「香取アート タイム」が開催され、作品を鑑賞してきました。与倉屋大土蔵と佐原三菱館では、アーティスト志村信裕さんの映像作品と写真家・故松田光雅氏が16ミリ映写機で撮りためた昔(昭和)の佐原の行事や風景などの映像が上映されていました。また、志村さんから、作品のポイントについて解説していただきました。コンパスでは、野口正博さんの切り絵、タイ出身のアニメトイさんの水彩画とイラストの展覧会が行われました。黒と白を基調とした作品と色鮮やかな作品が対比的で、たくさんの方にご来場いただきました。

5月28日(火)開会～6月14日(金)閉会 令和6年6月市議会定例会
6月5日・6日の一般質問では、部活動の地域移行、奨学金、スポーツ少年団、不登校の実態と対策、給食費の無償化などの質問があり、丁寧に答弁いたしました。

また、6月10日に行われた福祉教育常任委員会では「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願と「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願が議決され、意見書が国に送付されました。

義務教育費国庫負担制度とは、公立小中学校の教職員の給与を国が1/3、県が2/3を負担している制度です。この制度は義務教育制度の根幹に関わる制度ですので、毎年この請願を出しております。

6月18日(火) 学校給食センター運営委員会及び食物アレルギー対策検討委員会

学校給食運営委員会は、校長、保護者、関係行政機関、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の各々の代表と学識経験者(主に学校栄養士を経験された方)で構成されています。現在、学校給食センターは、安心・安全でおいしい給食という基本方針のもと、1日に約4,700食を提供しています。今後の学校給食の在り方等、センターの状況をもとに意見交換が行われました。

また、食物アレルギー対策検討委員会は、学校給食センター運営委員に養護教諭、教諭の代表が加わり構成されています。香取市の食物アレルギーの対応マニュアル、食物アレルギーを持つ児童生徒の実態、各校での対応策が話し合われ、安全最優先や事故防止について意見を共有しました。

北総教育事務所訪問につきましては、7月にも訪問がありますので、7月の教育委員会会議で報告させていただきます。

その他の行事に関しましては、紙面で報告とさせていただきます。

議案第 1 号

香取市いじめ問題調査委員会の委員の委嘱について

- 教育長 議案第 1 号「香取市いじめ問題調査委員会の委員の委嘱について」、事務局から提案理由説明をお願いいたします。
- 学校教育課長 議案第 1 号「香取市いじめ問題調査委員会の委員の委嘱について」 ご説明いたします。
平成 30 年 4 月 1 日施行の「香取市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」により、いじめにより当該児童等の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じ、または相当期間の欠席を余儀なくされた等、重大事態が発生した場合、学校または学校の設置者である教育委員会が設置する「調査委員会」が調査することとなっております。
委員は、条例の第 12 条により、弁護士・医師・心理福祉に関する専門的な知識を有する者・識見を有する者となっております。
今回、別紙のとおり委員を委嘱するものです。
4 番の方は、元栗源中学校の校長で香取市のこども家庭センターで相談員、香取市教育委員会学校教育課で指導主事をされた方です。他の 3 名は再任となっております。
- 4 名の委嘱をご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 教育長 ただいま提案理由の説明が終わりました。
それでは、議案第 1 号について質疑に入ります。
質問等ございませんでしょうか。
- 委員 ありません。
- 教育長 それでは、議案第 1 号「香取市いじめ問題調査委員会の委員の委嘱について」、採決します。
4 名の委嘱ですが、一括採決でよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし
- 教育長 では、一括で採決を行います。賛成の方は挙手を願います。
- 委員・審議 全員賛成
- 教育長 全員賛成と認め、議案第 1 号は原案のとおり可決しました。

議案第 2 号

香取市生涯学習人材バンク事業推進協議会の委員の委嘱について

- 教育長 議案第 2 号「香取市生涯学習人材バンク事業推進協議会の委員の委嘱について」、事務局から提案理由説明をお願いいたします。
- 生涯学習課長 議案第 2 号「香取市生涯学習人材バンク事業推進協議会の委員の委嘱について」 ご説明させていただきます。

それでは、5頁6頁をご覧ください。
生涯学習人材バンク事業は、自主的な学習活動、学校の教育活動や市主催の各種講座の実施に際し、市民の方がもっている技術や特技を活用し、ともに学び教え合う精神と、市民の生きがいをづくりを援助することを目的としております。
推進協議会は、人材バンク事業の企画運営を行うため設置されているもので、この5月末で2年の任期が終了したことに伴いまして、別紙の8名を委嘱するものです。
任期は2年間で、令和6年6月1日から令和8年5月31日までとなります。
なお、人材バンクの登録ボランティア数は、令和6年4月現在32名であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

只今、提案理由の説明は終わりました。
それでは、議案第2号について質疑入ります。
質問等ございませんか。

委員・質疑

別紙の2番から7番の方は人材バンク登録ボランティアとなっていますが、差し支えなければ、記載されている方に限らず、どういう特技の人が登録しているか教えていただきたい。

生涯学習課長

色々とありまして、竹細工のような小物づくりや炭作り、書道、太極拳、読み聞かせ、市長も登録してますがバルーン教室の開催など、幅広く登録いただいております。

委員

わかりました。

教育長

他に質問等ございますでしょうか。

委員

ありません。

教育長

よろしいでしょうか。
それでは、議案第2号「香取市生涯学習人材バンク事業推進協議会の委員の委嘱について」、採決します。
8名の委嘱ですが、一括採決でよろしいでしょうか。

委員

異議なし

教育長

では、一括で採決を行います。賛成の方は挙手を願います。

委員・審議

全員賛成

教育長

全員賛成と認め、議案第2号は原案のとおり可決しました。

議案第3号

香取市国指定史跡下総佐倉油田牧跡保存活用計画協議会の委員の委嘱について

教育長	議案第 3 号「香取市国指定史跡下総佐倉油田牧跡保存活用計画協議会の委員の委嘱について」、事務局から提案理由説明をお願いいたします。
生涯学習課長	議案第 3 号「香取市国指定史跡下総佐倉油田牧跡保存活用計画協議会の委員の委嘱について」ご説明いたします。 それでは、7 頁 8 頁をご覧ください 本協議会は、5 月定例会におきましてご審議いただきました「香取市国指定史跡下総佐倉油田牧跡保存活用計画協議会設置要綱」の制定によりまして、史跡の保存及び活用に万全を期するため、保存活用計画に関して必要な事項を協議するため、設置するものでございます。 この度、別紙の 8 名を委嘱するものであり、任期は令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日までとなります。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
教育長	ただいま提案理由の説明が終わりました。 それでは、議案第 3 号について質疑に入ります。 質問等ございませんか。
委員・質疑	会議は年に何回の予定ですか。
生涯学習課長	8 月中旬に第 1 回を開催しまして、今年度は 4 回開催し、来年度には計画が完成する予定であります。 来年度は 4, 5 回開催して計画を策定するようになります。
委員	わかりました。
教育長	他に質問等ございますでしょうか。
委員	ありません。
教育長	よろしいでしょうか。 それでは、議案第 3 号「香取市国指定史跡下総佐倉油田牧跡保存活用計画協議会の委員の委嘱について」、採決します。 8 名の委嘱ですが、一括採決でよろしいでしょうか。
委員	異議なし
教育長	では、一括で採決を行います。賛成の方は挙手を願います。
委員・審議	全員賛成
教育長	全員賛成と認め、議案第 3 号は原案のとおり可決しました。

1 2 報告事項

報告第 1 号	香取市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
----------------	--

報告第 2 号

香取市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

教育長

続いて、報告に入ります。

報告第 1 号「香取市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」と報告第 2 号「香取市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」は関連しておりますので、一括して報告したいと考えますが、いかがでしょうか。

委員

異議なし

教育長

それでは、報告第 1 号から報告第 2 号について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

報告第 1 号「香取市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」 ご説明させていただきます。

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部が改正されたことにより「職員の育児休業等に関する条例」の一部が改正され、育児休業の取得回数制限が緩和されたこと、並びに「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の一部が改正され、新たに子育て部分休暇制度が設けられたこと、さらに、「地方公務員法」の一部が改正され、海外で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な職員の継続的な勤務を促進するため、「職員の配偶者同行休業に関する条例」が制定されたことに伴い、「香取市立小学校及び中学校管理規則」の一部を改正するものです。

また、モデル規則の改定に伴い、「特別活動等」から「遠足」を削除することも併せて行います。

続いて、報告第 2 号「香取市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」 ご説明させていただきます。

ただ今申し上げました、報告第 1 号の改正を受けて、「香取市立学校職員服務規程」の一部を改正するもので、具体的には、子育て部分休暇及び配偶者同行休業を追加するものであり、それに伴う様式の追加、様式番号の変更であります。

以上、ご報告させていただきます。

教育長

ただいまの報告について、質問等ございませんか。

委員

ありません。

教育長

以上で報告第 1 号から報告第 2 号は終わります。

報告第 3 号

香取市青少年問題協議会の委員の委嘱について

教育長

報告第 3 号「香取市青少年問題協議会の委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いいたします。

生涯学習課長 報告第3号「香取市青少年問題協議会の委員の委嘱について」ご説明いたします。

37頁をご覧ください。

青少年問題協議会は、香取市内の関係行政機関と青少年に関する施策の連絡調整を図り、青少年の健全な育成を図ることを目的とし設置されているものです。

その協議会委員は、合計19名が委嘱されておりますが、この度、社会教育委員会議におきまして、退任に伴う新たな選出者の承認が得られ、表記の方が新たに委嘱されましたので、ご報告いたします。

任期は、残任期間の令和6年7月31日までとなります。

どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの報告について、質問等ございませんか。

委員 ありません。

教育長 以上で報告第3号は終わります。

1 3 その他

教育長 委員の皆様から何かありますか。

委員・意見 学校訪問について

教育長 事務局から何かありますか。

学校給食センター
所長 牛乳容器の件について報告

教育総務課長 7月定例教育委員会議について

1 4 閉会宣言

堀越 教育長